

1 ひろしまLMOの設立

LMOは地域の多様な主体が参画できるようにするための団体で
なお、記載しているステップは、あくまでも標準的な進め方ですので、

す。設立しようとする場合は次のステップに沿って検討を進めてください。
地域の皆さんで話し合い、地域の実情に応じた進め方をすることもできます。

LMOの設立に向けた基本的な流れ



ステップ:0

～地域の魅力や課題の共有～

住んでいる地域のいいところや困って

いるところをご近所の人と話し合ってみましょう。

中山間地域

- 豊かな自然
地域内での助け合い
- × シカやイノシシなどによる被害
過疎化、空き家の増加
買い物や交通が不便



市街地

- 買い物や交通が便利
- × こどもを遊ばせる場所がない
隣近所の交流がない



住宅団地

- 子育てや教育環境が良い
ご近所との助け合い
- × 高齢化による空き家の増加
バスの減便



私たちのまちには
ステキなところ
がたくさんあるよね！



でも、こんなことに
困っているんだね
どうしたらいいかな？

ステップ:1 ～ 話合いの場の設置・地域の

地区・学区社会福祉協議会や連合町内会・自治会が中心置した上で、LMO の設立に向けた機運醸成とともに、地

① 話合いの場の設置

→P16

LMOの設立に向けて、地区・学区社会福祉協議会や連合町内会・自治会の会長等が中心メンバーとなって、地域の各種団体の代表者を始め、現役世代や子育て世代の方にも参加を呼び掛け、話合いの場を設置しましょう。

② 機運醸成

→P17

設置した話合いの場では、LMOのことを知るための説明会や勉強会を開催しましょう。各種地域団体の役員の方などが中心となって、LMOとはどのような団体で、どういった活動を行うのか、地域で話し合い、地域全体で「LMOが必要だ」という機運を醸成することが大切です。また、既にLMOを設立した地域を視察して、LMOの立上げのノウハウを学びましょう。

③ 地域の現状・課題の分析

→P18

広く地域住民等から地域全体の課題や意見を聴きとりながら、地域の現状や課題を分析しましょう。

ステップ:2 へ →P19

機運醸成～

となって、地域の各種団体などへ参画を呼び掛け、話合いの場を地域の現状・課題の把握に取り組みましょう。

① 話合いの場の設置

■ 取組事例 ■

若手が中心となったLMOづくりの検討

(安芸区中野学区)



中野学区では、連合町内会の会長が「これからは若い世代がまちづくりをしていく番だ」と、町内会やPTAなどに声を掛け、30～40歳代の有志にLMOづくりを委ねました。任された若い世代の有志は、自分たちがこれからも住み続けたいまちづくりを実現していくために、何度もワークショップを開催し、徐々に話合いの場への参加者を増やしながら、LMOづくりを進めています。

なるほど！
若い世代にお願い
するのも手じゃな！



行政等の伴走支援

■ LMOづくりを考える際、区役所や市・区社会福祉協議会の職員が地域に出向き、LMOづくりの説明や皆様からの質問にお答えします。また、話合いの場の結果を踏まえて、その地域にあったLMOづくりの進め方を提案します。



市民

話合いの場やワークショップに積極的に参加しましょう。ワークショップなどに参加することで、知り合いも増え、住民同士のつながりが深まります。地域の話合いには、積極的に参加しましょう。

地域団体

地域でLMOの検討をスタートするに当たっては、地域団体がリーダーシップをとっていくことが求められます。特に地区・学区社会福祉協議会と連合町内会・自治会が協力し合って、他の地域団体などを巻き込みながら、地域の機運醸成を図っていきましょう。各種地域団体は、LMOへの理解を深め、LMOに参画しましょう。

事業者

話合いの場やワークショップには、事業者も積極的に参加しましょう。事業者も地域の一員です。地域をより良くするためにどのようなことが必要かなど、事業者の視点で意見を出してみましょう。

2 機運醸成

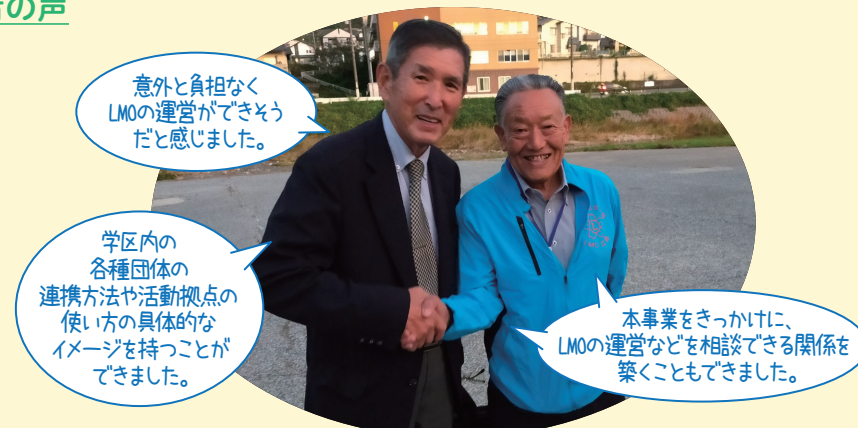
取組事例

「広島市LMOづくりサポート事業」を活用して LMOづくりの機運アップ (佐伯区五月が丘学区)

LMOに興味を持っていた佐伯区五月が丘学区では、「広島市LMOづくりサポート事業」を活用して、ほことり総合企画 LMO 広島 (安芸区中野東学区) の活動拠点を訪問し、LMO 設立に向けた意見交換や活動拠点の見学を行い、LMO づくりの機運がアップしました。



参加者の声



行政等の伴走支援

広島市LMOづくり サポート事業

■ 本市では、LMOの円滑な設立を支援するため、LMOの設立を検討する地域がLMOを見学したり、LMO会長等を地域に派遣する事業を行っています。



詳しい内容や申し込み方法などはこちら▲

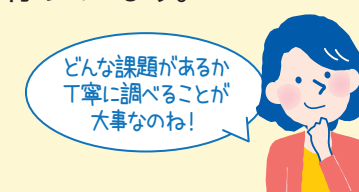
3 地域の現状・課題の分析

取組事例

全世帯アンケートの結果を踏まえた 地域課題解決の取組 (安佐北区大林学区)

大林学区地域運営委員会では、地域の現状と課題を把握するために、安佐北区の広島文教大学と連携して、地域の課題に係る全世帯アンケートを実施しました。このアンケートの実施に当たっては、同大学の学生が、アンケート調査項目の作成やアンケート結果の分析に携わりました。

このアンケートの中で、若い世代から「地域の交流スペースがほしい」との意見が多く寄せられたことを踏まえ、地元企業が所有する施設を借り受けて、こどもから高齢者までの全世代がつながる交流施設「コミュニケーションスペース (ルリエん)」を開設しました。ここでは、毎週様々なイベントが実施され、地域の交流の拠点となっています。また、アンケートに協力した広島文教大学の学生は「ルリエん」で行われる SNS の勉強会や折り紙教室などに参画し、地域住民との継続的な交流を行っています。



地域の現状・課題を知るための手法

ワークショップ

みんなで意見を出し合い、意見や提案をまとめる手法です。地区の様々な年代の方が集まり、地域の魅力や課題を考えてみましょう。

アンケート調査

話し合いの場 (ワークショップなど) に参加しない (できない) 人の意見を汲み取る方法として、住民アンケートの実施も検討してみましょう。アンケートは実施や集計に時間と人手がかかるので、近隣の大学や民間企業などに協力してもらうなど効果的にアンケートを実施できる方法を検討してみましょう。



行政等の伴走支援

■ アンケートを実施する際の項目等について、職員も一緒に考えます。また、ワークショップを実施する際にまちづくりコーディネーターの専門的な知識が必要な場合は、無料で派遣することも可能です。

ステップ:2 ～ 準備委員会での検討 ～

LMO を設立するためには、まちづくりに関する中長期の計画書や事業計画・予算、代表者・役員、活動拠点など、多くの事項を検討する必要があります。準備委員会を立上げ、これらの事項を検討していきましょう。

① 準備委員会の立上げ →P20

② 取組内容の検討 →P20

③ まちづくりに関する中長期の計画書案の作成 →P23

④ 事業計画書案の作成 →P24

⑤ 収支予算書案の作成 →P24

⑥ 代表者・役員候補者の選定 →P25

⑦ 活動拠点及び事務局体制の検討 →P27

⑧ 名称の検討 →P28

⑨ 規約案の作成 →P28

ステップ:3 へ →P29

① 準備委員会の立上げ



準備委員会の概要

構 成 員：話し合いの場のメンバーを中心に、多様な主体の連携の観点から、テーマ性のある活動を行う NPO、協同労働団体、企業、商工会、公民館、学校、住民有志、地域外の人材など新たな主体の参画を促しましょう。

人 数：10 ～ 20 名程度

役 員：委員長、副委員長を置き、任期は LMO の設立までにします。

委 員：各種地域団体等から1～2名ずつ選出することが望ましいです。

② 取組内容の検討

ステップ1の③で把握した地域の課題等を基に、地域の将来像の実現に結び付く取組や今地域で取り組むべき活動など、重要度や緊急度などを考慮しながら取組の内容を検討してみましょう。

Q & A

Q：LMOの活動は条例で決められた活動(特定地域共同活動)しかできないのですか？

A：LMOの指定を受けるためには、条例第3条第1項に掲げている15区分の活動(特定地域共同活動の分類と取組事例は次ページ)のいずれかを行う必要がありますが、LMOで禁止されている活動(宗教活動や政治活動など)に該当しない活動であれば、この15区分の活動に分類されない活動であっても、自主財源を活用して行うことは可能です。

(禁止されている活動の詳細はP22を参照)

みんなで仲良くなるために、
会費制の懇親会やバス旅行などを
企画してみようかしら♪



特定地域共同活動の分類と取組事例【条例第3条第1項】

詳細はこちら▶



特定地域共同活動の分類	取組事例
(1) 地域住民の生活支援に資する活動	ボランティア活動支援、ドローン等を活用した困りごと支援
(2) 地域住民の健康の維持増進に資する活動	町民体育祭の開催、百歳体操の活性化、がん教育授業の実施
(3) 地域住民の交流促進に資する活動	学区花火大会の開催、地元企業と連携したお祭りの開催、陶芸教室の実施
(4) 地域住民の生涯学習に資する活動	有識者による講演会の開催
(5) 地域の子ども及び子育て世帯への支援に資する活動	自主学習支援、子育てオープンスペースの運営、こども食堂の運営
(6) 地域の高齢者、障害者等への支援に資する活動	認知症学習会の開催、高齢者一人家庭交流会の開催
(7) 地域の生活環境の整備又は美化に資する活動	有害鳥獣対策、緑道公園内の遊具・ベンチのペンキ塗り、河川敷の草刈り・花の植栽
(8) 地域の防災又は減災に資する活動	自主防災マップの作成・防災訓練の実施、防災講演会の開催
(9) 地域の防犯に資する活動	防犯パトロールの実施、小学校・中学校と連携したSNS被害防止の実施
(10) 地域の交通安全に資する活動	小学生の登下校の見守り、交通安全教室の実施
(11) 地域の伝統的な行事又は文化の継承に資する活動	音頭の保存・継承、広島神楽の地域継承推進
(12) 地域の魅力の向上に資する活動	ブルーベリー栽培を通じた地域の魅力づくり、JR芸備線の利用促進と地域活性化
(13) 地域課題等の把握に資する活動	地域内全世帯の把握方法の調査研究、地域住民のニーズ調査基本方針の策定
(14) (1)～(13)の活動の地域内外への情報の発信に資する活動	ホームページの作成、LMO公式 SNS の運用、学区だよりの発行
(15) (1)～(14)の活動の新たな担い手の確保に資する活動	ICT・後継者育成、人材発掘

LMOで禁止されている活動

LMO の活動は地域の様々な住民に関わる地域課題を共助の精神に基づき解決していくために行うものであって、特定の宗教活動や政治活動等のために行うものではないことを条例で明示しています。

条例で以下のア～オの活動が禁止されています。【条例第3条第3項第6号】

- ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- ウ) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- エ) 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、活動を助長し、又は利することとなると認められる活動
- オ) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる活動

ア. 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

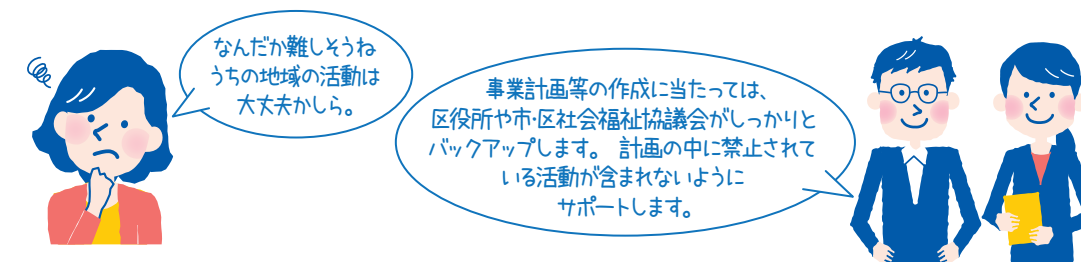
①「教義を広め」、②「儀式行事を行い」、③「信者を教化育成する」の①～③の全ての要素を備えた活動のことを指します。
このため、例えば、「宗教施設の一部を使用してこども食堂などを行う」といった活動をすることは問題ありません。

イ. 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

「政治上の主義」とは、〇〇主義といわれるような、政治によって実現しようとする基本的、恒常的、一般的な原理や原則を指すと解されています。
このため、例えば、自然保護や老人福祉対策といった具体的な政策提言型の活動については、政治上の主義の推進には当たりません。

ウ. 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

「特定の公職」とは、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長の職を指します。また、例えば、LMO名義で特定の候補者が主催する集まりへの参加を呼び掛けることは、「特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持」することにつながるため、認められません。
なお、地域のイベントなどに来賓等として招かれた政治家が一般的な内容の挨拶をすることは問題ありません。



③ まちづくりに関する中長期の計画書案の作成

②で検討した内容を基に、まちづくりに関する中長期の計画書を作成しましょう。福祉、防災、こども・高齢者支援など、それぞれの分野ごとに中長期的な計画を検討してみましょう。

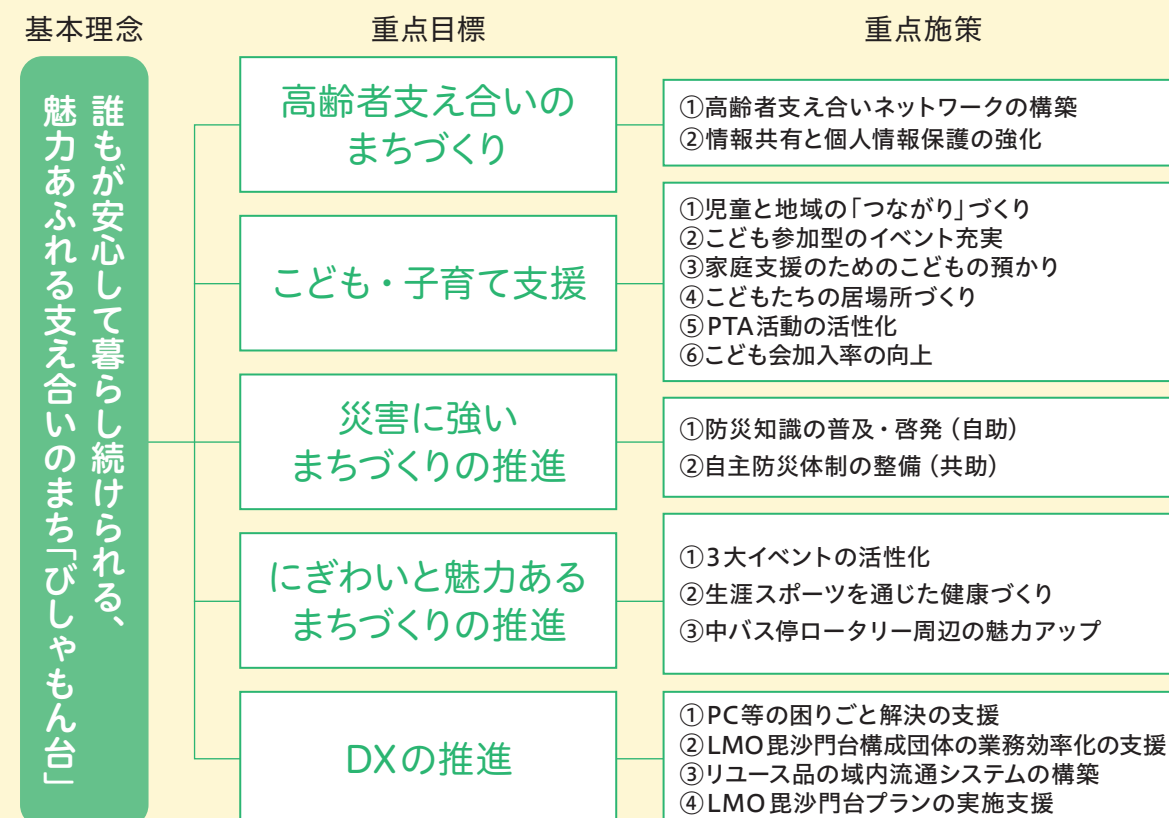
条例で「まちづくりに関する中長期的な計画を定めていること」がLMOの指定要件となっています。まちづくりに関する中長期の計画書は定期的に見直し、改定していきましょう。【条例第3条第3項第4号】

取組事例

10年後のまちを見据えた計画づくり（安佐南区毘沙門台学区）

毘沙門台学区社会福祉協議会（ひろしまLMO）では、令和6年4月からまちづくりの中期計画の策定に取り組んでおり、重点分野（テーマ）を5つ選定し、それぞれの分野ごとに部会を設け、令和7年9月の策定に向けた議論を進めています。策定の過程では、地域住民に文書で中間報告や意見照会をするなど、地域住民の意見を積極的に取り入れるとともに、地域全体での合意形成を図りながら、議論を進めています。

【プランの体系】



④ 事業計画書案の作成

②で考えた取組について、すぐに取り組めるものか、中長期的に取り組むべき課題かを整理の上、どういう順番で取り組むか、優先順位を付けていきましょう。各種地域団体同士や世代間での連携・つながりを想定しながら、いつ、どこで、誰が、どのようにして実行するかについても考えましょう。

様式はこちら▶



⑤ 収支予算書案の作成

実施する事業などの目途が立ったら、それを実施するために必要な収入と支出を考えましょう。

様式はこちら▶



ひろしまLMOの設立・運営に対する財政支援

ひろしまLMOに対して、広島市社会福祉協議会を通じた以下の3つの財政支援を行います。

1 ひろしまLMO 設立時助成金 ※申請は1回限り

備品購入費や拠点改修費、事務所費などの拠点整備や設立当初の運営に要する経費を助成します。（助成額：50万円（上限額）※補助率10/10）

2 ひろしまLMO 運営助成金 ※毎年度申請可能

種 別	助成額	内 容
人件費	300万円 （年度上限額） ※補助率10/10	活動拠点に配置する事務局員の雇用などに要する経費を助成します。
活動拠点 維持管理・運営費	300万円 （年度上限額） ※補助率10/10	活動拠点を継続的に運営するために必要となる施設の借上げやLMOの運営に要する経費を助成します。
地域課題を 解決するための 事業への支援		LMOが作成する事業計画に基づく地域の実情に応じた課題解決のための事業に要する経費を助成します。

3 ひろしまLMO 一括交付金 ※毎年度申請可能

市から各種地域団体に直接交付している補助金に代えて、従来の補助金の内容（補助限度額や対象経費等）を拡充・一本化した上で、一括交付金として広島市社会福祉協議会からLMOを経て各種地域団体に支給されるようになります。

ポイント

LMOの事業計画や予算案については、代表者や一部の役員の意見のみで決めてしまうことがないよう、十分な話し合いを行い、合意形成を図りましょう。



⑥ 代表者・役員候補者の選定

代表者や副代表、会計、監事などの役員の候補者を、透明で民主的な手続きで決めていきましょう。規約で代表者の任期に関する規定を定めるなど、特定の人に権限が集中し過ぎない仕組みにすることが重要です。

地域の声を幅広く受け止め協議するために、若者・現役世代や女性の役員を積極的に増やしていくことも大切です。

〔代表者〕【条例第3条第3項第6号ウ】

LMOでは特定の公職者や公職の候補者などの推薦等を目的とする活動が禁止されているため、代表者の選任は慎重に検討しましょう。

〔役員〕【条例第3条第3項第3号】

特定の団体の構成員が役員の半数以上を占めないようにしましょう。

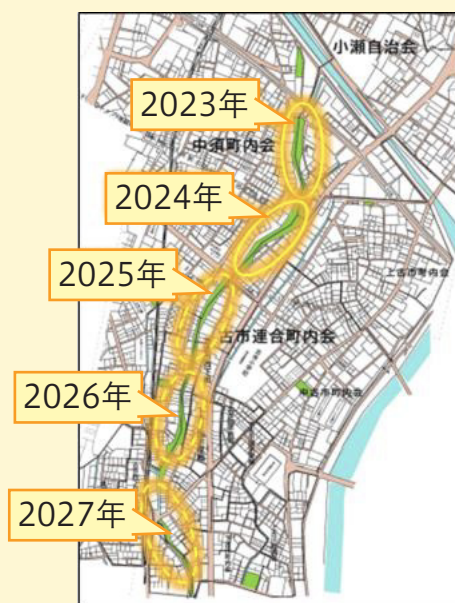
取組事例

おやじの会の会長がLMOの会長に（安佐南区古市学区）

古市地区をはぐくむ会では、おやじの会の会長がLMOの会長に就任しています。古市学区で生まれ育ったこの会長は、地域貢献したいという思いで、30歳代からPTA活動に携わり始め、その後、PTA会長を務め、おやじの会を立ち上げました。こうした地域活動の流れで、LMOの会長も引き受けました。LMO設立後、古市学区では企業とコラボして、防災イベントや町中クイズラリーなどを開催しており、LMOを軸として、地域団体と企業が連携しながら、楽しいまちづくりを進めています。

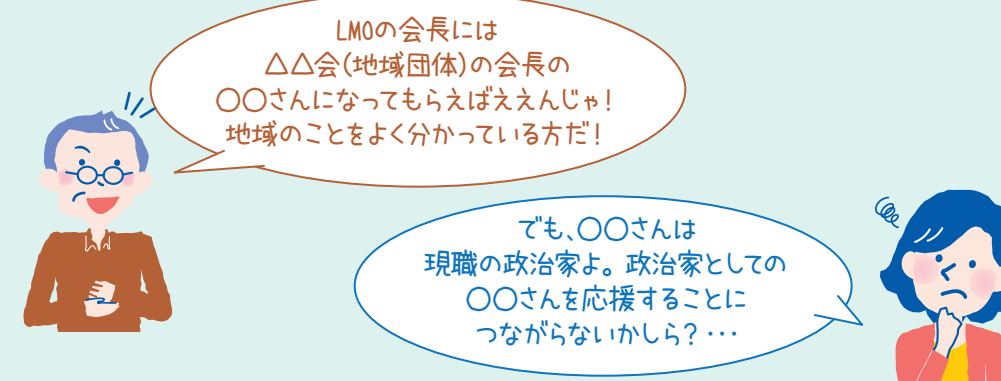


塗装業者からの地域貢献したいとの申出を受け、公園のベンチや遊具を子どもと一緒に塗装しています。1.3kmの細長い緑道公園の塗装を、5年計画で行うこととしています。



Q & A

Q：現職の政治家や明らかに政治家になろうとしている人がLMOの会長になってもいいの？



A：LMOの活動は、共助の精神に基づき地域の様々な住民に関わる地域課題を解決していくために行うものであり、政治活動が禁止されていることから、そうした活動を行うための団体の代表者は、政治的な疑念や誤解を招かない人物である必要があります。

仮に現職の政治家や政治家への立候補を表明した者がLMOの会長になった場合には、例えば、選挙期間中や選挙期間前の地域のイベントで、LMOの会長として挨拶をしたとしても、住民からは「あれは選挙活動の一環ではないか」、「選挙のためのイメージアップではないか」といった疑念を持たれることも考えられます。また、逆に政治家として行っている政治活動が、住民からすれば「LMOの活動」として行っていると誤解されることもあるかもしれません。

このため、本市としては、現職の政治家や立候補を表明した者がLMOの会長に就任するべきではないと考えています。

区分	会長	会長以外の役員
現職の政治家	×	○
政治家への立候補を表明した者	×	○
上記以外の者	○	○

7 活動拠点及び事務局体制の検討

活動拠点は、地域住民が気軽に立ち寄れるような場所を選ぶことが重要です。地区集会所の活用や民間施設の借上げのほか、地域の空き家、利用されていない市の施設（廃校となった小学校）など、地域の実情に応じて、活動拠点を検討してみましょう。

LMOの継続的・安定的な運営を行うに当たって、事務所機能を有し広く住民に開かれた活動拠点を検討しましょう。また、会議の議事録、事業計画・報告書、予算・決算書などの書類作成やLMOに関する各種助成金の交付申請や実績報告などの実務処理を行う事務局員の配置を検討しましょう。活動拠点に事務局員を配置することで、住民が気軽に立ち寄りやすくなります。

行政財産の貸付け

■ 指定地域共同活動団体であるLMOは、行政財産の貸付けを受けることができます。地域内に拠点として活用できそうな市の施設がある場合は、区役所に御相談ください。

取組事例

誰でも気軽に立ち寄れる活動拠点づくり（西区大芝学区）

大芝地区社会福祉協議会（ひろしま LMO）では、地域の集会所や公共施設は空きがなく、スペースが狭く使いにくいいため、住民が気軽に集まれる場所づくりに取り組みました。「ひろしまLMO運営助成金」を活用して、民間のテナントを借上げ、事務所と交流スペースを併設した活動拠点を新設し、会議や行事を行えるスペースの貸出しや地域団体のイベントのチラシ作り等を代行することで、地域住民や地域団体が気軽に集まれる場として活用しています。

また、地域の親子が気軽に集え、子育て世代の交流ができる居場所として、0歳児から2歳児までとその保護者を対象に週2回子育てオープンスペースとして開放しています。



8 名称の検討

組織名は地区名(小学校区名)などを入れて、住民になじみやすく分かりやすいものにしましょう。組織名を公募するなど、地域住民に広く浸透させるための工夫を考えてみましょう。（組織名の例：〇〇地区地域運営委員会、〇〇地区まちづくり協議会）

特色ある名称の例

みどり坂pili.com(ピリドットコム)
ほことり総合企画LMO広島
いやしの里あと活性化プロジェクト
チームアップ鈴が峰
はっぴーLMO舟入 など

こんなユニークな
名称もあるのね！
なんだか楽しそう♪



9 規約案の作成

規約のひな形を参考に規約案を作成しましょう。規約のひな形には、LMOにおいて民主的で透明性が高く適正な運営を確保するために、条例で規定する次の(1)～(4)の事項を盛り込んでいます。

【条例第3条第2項】

- (1) 団体の運営に関する主な事項を団体の構成員の意思に基づき決定すること。
- (2) 代表者その他の役員を団体の構成員の意思に基づき選任すること。
- (3) 予算及び決算に係る資料の公表並びに決算に係る監査を行い、経費の使途の透明性を確保すること。
- (4) 活動の計画及び実施の状況を公表すること。

規約のひな形はこちら▶



ポイント

LMOでは、ひろしまLMO運営助成金を活用して事務局員等を雇用することを前提としています。事務局員等の雇用にあたっては、右記のホームページなどを参考にしながら、労働法などに基づく労働条件・職場環境・労働契約の終了など様々なルールを遵守し、適切な手続きを行いましょう。



ステップ:3 ～ ひろしま LMOの設立 ～

設立総会を開催し、準備委員会で検討してきた事業計画などの承認を受けましょう。

団体設立後、区役所への指定申請や市・区社会福祉協議会への助成金申請などの手続きも行いましょう。

① 設立総会の開催

→P30

② LMO の指定申請

→P30

③ 助成金等の交付申請

→P30



2 ひろしまLMOの持続的かつ適正な運営へ →P31

① 設立総会の開催

準備委員会で十分な協議を行った後、団体を正式に設立するために設立総会を開催しましょう。

設立総会では、規約やまちづくりに関する中長期の計画書、事業計画書、収支予算書、役員などの案について承認を受けましょう。

② LMOの指定申請

設立された団体がLMOとして指定されるためには、指定申請書に以下の書類を添えて区役所に申請する必要があります。

- (1) 規約その他これに準ずるもの
- (2) 所定の事業計画書
- (3) 所定の収支予算書
- (4) 所定のまちづくりに関する中長期の計画書
- (5) 所定の誓約書
- (6) その他市長が必要と認める書類

LMOとして指定されると、区役所から認定証と記章が交付されます。

③ 助成金等の交付申請

区役所から指定を受けた後、広島市社会福祉協議会にひろしまLMO運営助成金等の申請を行いましょう。

助成金等の詳細
についてはこちら▶



2 ひろしまLMOの持続的かつ適正な運営

(1) 地域への周知等を図るために

LMOが持続的かつ適正に運営されるためには、その存在と活動内容が地域経費の使途や活動の状況等について、ホームページやSNSを活用して公開する。なお、ホームページを立ち上げる場合は、本市が運用している「こむねっとひろしま」(地域のホームページを簡単に作成できるシステム)が無料で利用できますので、活用しましょう。

① PR

LMOの存在を広く認知してもらうために、団体を設立した後、ホームページのほかにSNS、広報紙などを通じて、PR活動を行いましょう。

取組事例

Instagramを活用した情報発信 (安佐北区狩留家地区)

狩留家地区エルモ運営委員会では、20歳代の事務局員がInstagramのアカウントを立ち上げました。

Instagramでは、LMOの地域イベントの告知や実施状況、狩留家地区の素敵な風景、特産品である狩留家なすに関する投稿など、地域の魅力発信につながる投稿を積極的に行っています。



LMOの設立・活動状況は
こちら



■ SNSを活用することで以下のようなメリットがあります。

- ① LMOのイベントなどを幅広く広報することができる
- ② LMOの活動報告や決算などを幅広く情報発信することができる

② 情報の公開

の方に広く周知されていることが大前提となります。そのため、LMOにおいて、など、地域の誰もが簡単に情報にアクセスできるようにしておく必要があります。しま」(地域のホームページを簡単に作成できるシステム)が無料で利用できます

LMOの活動内容を広く周知するために、事業計画や予算、実施報告書、決算書などの団体の基本的な情報を開示することが求められます。なお、基本的な情報の公開は、活動を持続させていくために毎年度行う活動の評価に地域の方の意見を反映させることにもつながります。

【条例第3条第2項第4号】 活動の計画及び実施の状況を公表すること。

取組事例

「こむねっとひろしま」を活用したホームページでの情報公開 (安芸区中野東学区)

ほことり総合企画 LMO 広島では、「こむねっとひろしま」を活用して独自のデザインのホームページを作成しています。ホームページでは、団体の基本情報や活動計画・実績などが公開されています。



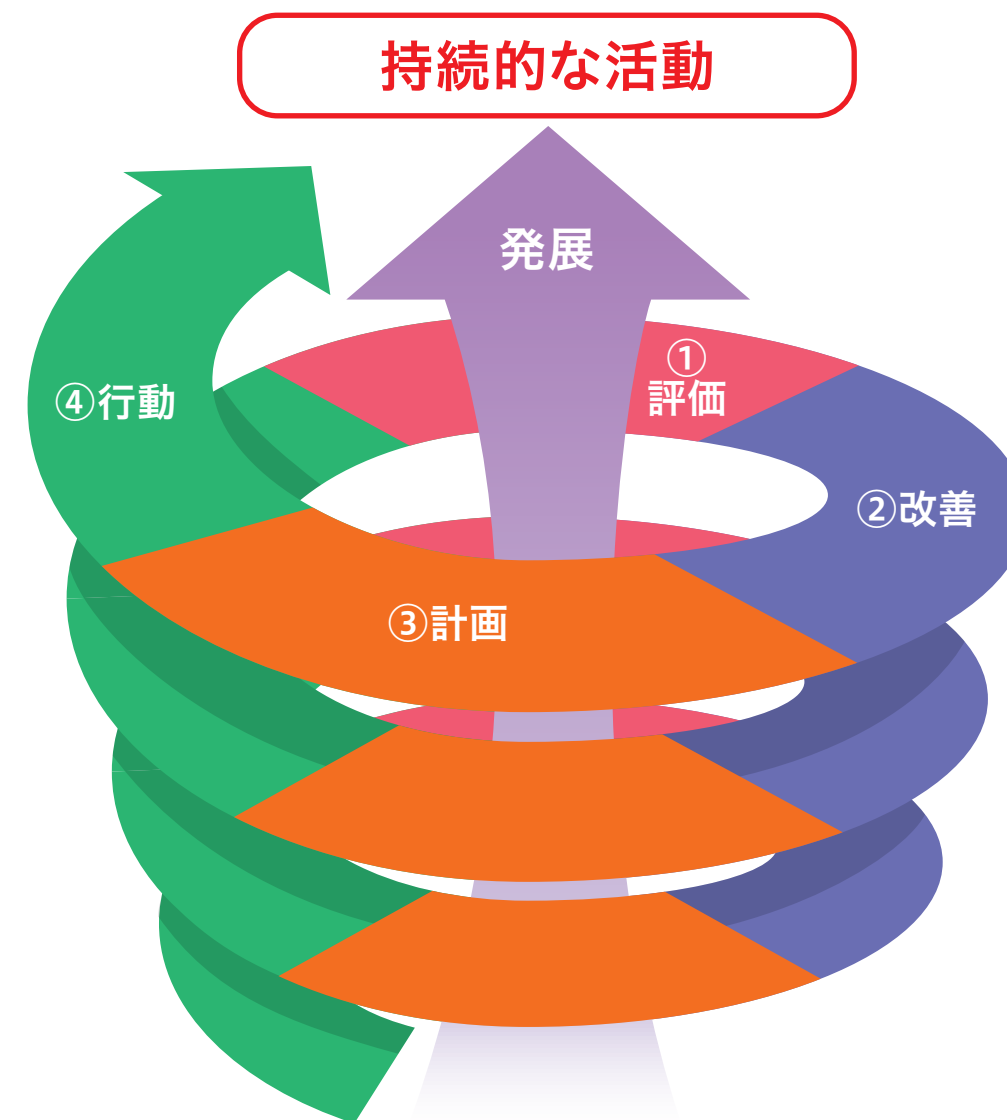
「こむねっとひろしま」は、町内会・自治会、連合町内会・自治会などを対象として、地域のホームページの開設・運営を支援するものです。開設された地域のホームページには、広島市からのお知らせ等も表示されますので、自分たちの地域のホームページを見れば自分たちのまちのことが全てわかる、「地域のポータルサイト」をつくることができます。

2 ひろしまLMOの持続的かつ適正な運営

(2) 活動を持続させていくために

地域の状況や課題は変化していきます。こうした変化に対応しながら、LMOの次年度以降の改善に結びつけていく《①評価 → ②改善 → ③計画 →

④行動》を継続することが重要です。



①評価 → ②改善 → ③計画 → ④行動

の一連の流れを繰り返していくことで、活動の改善や効率化が図られて、活動の内容がより充実していきます。さらに、「発展 (P39～42)」に記載する「自主財源の確保」、「人材の発掘・育成」、「法人化の検討」を行うことで、活動の持続可能性が高まることが期待できます。



2 ひろしまLMOの持続的かつ適正な運営

① 評価

評価と振り返りをしよう

次のポイントを踏まえて、活動の評価や振り返りを行いましょう。評価や振り返りでは、結果も重要ですが、結果に至るまでのプロセスやなぜそのような結果になったのかをみんなで考えてみるのが大切です。

【評価や運営のチェックポイント】

☐	計画どおり実施することができたか。
☐	設定した目標を達成することができたか。
☐	うまくいかなかったことや課題はなかったか。

取組事例

役員会での活動の振り返り（東区福田地区）

東区福田地区では、福田まちづくり協議会が主催する「ふくだまつり」の実施後に、協議会委員と町内会・自治会長へのアンケートを取り、次回開催に向けた振り返りを行っています。アンケート結果を踏まえ、役員会において次回の開催に向けた改善点の検討を行っています。

【アンケートで得られた意見の概要】

- 開始時間を1時間遅らせて開催したらどうか。
- 祭りの名称をもっと気軽に呼べる名前にした方がよいのではないか。
- 高齢者が参加しやすくするため、乗り合いタクシーの臨時便の運行やLMO独自の地域内シャトルバスを運行してはどうか。
- 企業等の協賛広告を掲載した各戸配布用チラシを作り、収支改善を図ってはどうか。

② 改善

活動内容を改善しよう

評価に基づき、改善すべきポイントを見つけ、次年度の計画に反映しましょう。

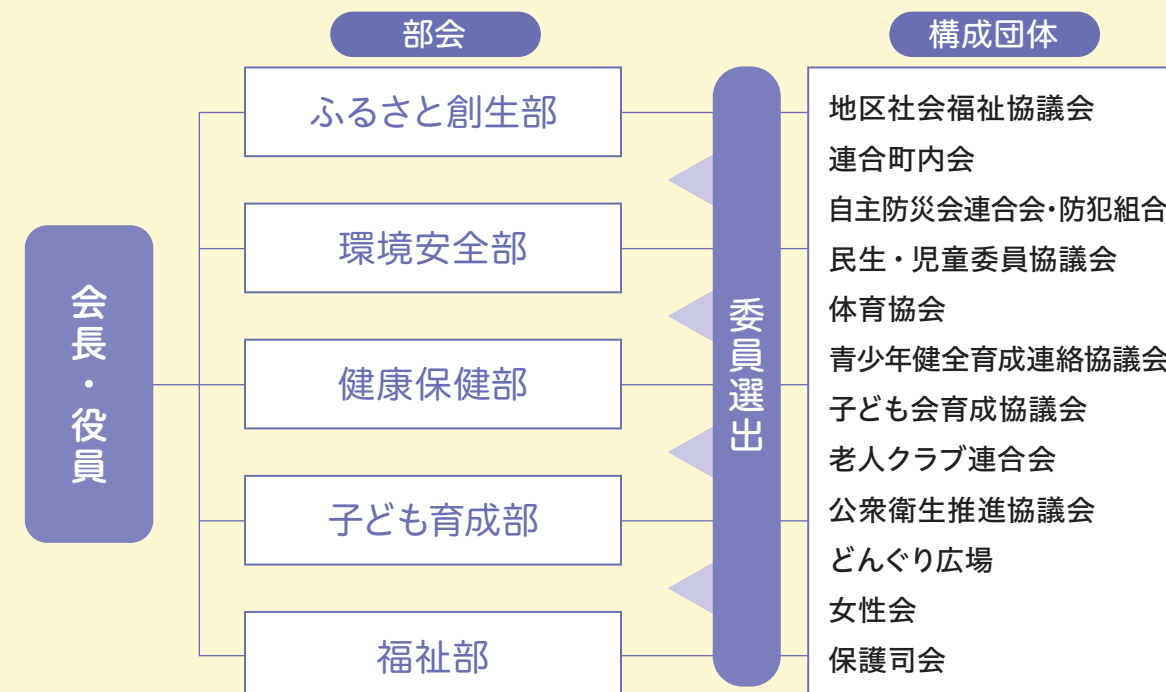
取組事例

持続可能な活動にするために、組織体制を見直し、部会制に移行（東区上温品学区）

上温品まちづくり協議会では、例えば、こどもの見守り活動はLMOの構成団体である青少年健全育成連絡協議会が主になって実施するなど、テーマごとに主な活動団体を決めて活動をしていました。

しかし、地域活動を解決するために団体の垣根を越えてオール上温品で取り組むために地域内での協議を経て、部会制に移行することにしました。

構成団体からテーマごとの部会に委員を選出し、各部会で活動の内容を協議し、様々な団体の英知を盛り込んでLMOとして活動を行っていくこととしています。



2 ひろしまLMOの持続的かつ適正な運営

③ 計画

計画を立てよう

②の改善点を踏まえた計画を立てましょう。計画を立てるに当たっては、活動の目的や目標を明確にすることを心がけましょう。

取組事例

魅力あるまちにするために、様々な世代から意見を聴く

(安佐北区飯室学区)

① 小・中学生へのアンケート

飯室地区地域運営委員会(いむろエルモ)では、地域のこどもたちが飯室学区で楽しく暮らし続けてほしいという思いの下、飯室小学校と清和中学校の児童生徒にアンケートを取り、飯室に何が足りないか、何が欲しいか提案してもらうことにしました。アンケート結果では、遊べる場所や運動できる場所、イルミネーションなど様々な意見が出ましたが、中でも、「放課後集まれる場所や勉強できる場所」という意見が多く出ました。これを踏まえ、こどもたちの願いを叶えるべく、いむろエルモでは、こどもたちが安全・安心に過ごすことができる居場所づくりについて検討を進めています。



② 飯室の将来について語り合う「かたりBar」の開催



いむろエルモでは、色々な立場や世代の人で集まり、お茶やお菓子などを食べながら、飯室の将来について語り合う「かたりBar」を開いています。魅力ある地域にするために、イベントの開催や空き家を活用した拠点づくり、登山体験ツアーなど様々なアイデアが出されています。

地域活動のマンネリ化にお困りの場合には、まちづくりの専門家(コンサルタントなど)に相談するなど、プロの意見を聴いてみてはどうですか。

※コンサルタントへの経費は、原則としてひろしまLMOの運営助成金の対象となります。



④ 行動

地域の状況や課題の変化に対応した取組を実行しよう

③の計画に基づき、地域の状況や課題の変化に対応した取組を実行しましょう。構成団体が協力し合って、できるだけ多くのメンバーで役割分担をしながら、活動を行っていきましょう。活動の評価を適切に行うために、うまくいったことや計画どおりにできなかったことなどを記録しておきましょう。活動の参加者にアンケートを取るなどして、活動の評価するための情報収集も行いましょう。特定の人に負担が集中しないよう、うまく役割分担をしましょう。

取組事例

小学校と連携した音楽会の開催による「郷土愛～OMOIYARI みんなで助け合う 久地南～」の醸成

(安佐北区久地南学区)

久地南学区 LMO 推進協議会では、久地南小学校と連携して、小学生やその家族を対象に、”おもいやり”への理解を深める「OMOIYARI 音楽会」を開催しました。この音楽会の開催を通じて、親世代にLMOの活動を知ってもらうことで、親世代の地域活動への参画意識の醸成につなげていくとともに、こどもたちの郷土愛を醸成しています。



LMOが取り組む
地域の様々な住民に関わる地域課題を解決するための活動は、必ずや地域の住民が自分たちのまちへの誇りや愛着を持ち、地域に貢献しようとする気持ちを持つことにつながっていきます。



2 ひろしまLMOの持続的かつ適正な運営

発展

自主財源を確保する

ふるさと納税の活用

- 本市では、一定の要件を満たした地域の特産品やアクティビティ等を広島市ふるさと納税の返礼品として設定し、集まった寄附金をLMOに還元する事業を実施しています。

地域の魅力あふれる特産品などを活用して自主財源の確保にチャレンジしてみましょう。



詳しい内容はこちら▲

取組事例

ふるさと納税を活用した自主財源確保 (安佐北区大林学区)

安佐北区大林学区では、休耕田を地域資源として捉え、被災地復興を目指して活動する若者グループと地域団体が連携し、休耕田で再び米を育て、地元企業の協力を得て地域オリジナルの酒「大林千年」を開発・商品化しました。

この「大林千年」は本市のふるさと納税の返礼品に設定され、集まった寄附金は市からLMOである大林学区地域運営委員会に還元されています。農作業には、地域内外から多くの若者が継続的に参加し、地元住民と一緒に草刈り等の環境保全活動を行うなど、住民と若者の交流も進んでいます。



公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業 (小さなエリアマネジメント)

- LMOの活動財源の確保のために、小さなエリアマネジメントを活用して、街区公園等で物品販売等を目的とする営利活動を行うことができます。この場合の公園使用料等は免除します。



詳しい内容はこちら▶

随意契約による委託

- 指定地域共同活動団体であるひろしまLMOは、LMOが行う事業と市の事業を一体的に行うことで、相乗効果により、効率的かつ効果的に住民の福祉の増進が一層図られる場合には、市の事務の委託を受けることができます。市の事務を受けるに当たっては、本市とLMOがよく話し合い、双方が合意した上で、契約を交わすことが必要となります。

人材の発掘・育成をする

LMOを運営していく上では、担い手となる人材の発掘や育成は不可欠です。若い世代を取り込む工夫や事務局員の雇用などをきっかけに、人材の発掘や育成を行いましょう。

取組事例

外国人技能実習生との交流を通じた活動の担い手の確保

(安芸区中野東学区)

ほことり総合企画LMO広島では、地域で暮らす外国人技能実習生と地域住民がお互いのことを知ることができるよう、国際交流事業を実施しています。この交流事業を通じて、地域住民と仲良くなった外国人技能実習生は、地域のイベントにも積極的に参画し、地域活動の担い手となっています。



取組事例

企業で働く現役世代の力を借りて、地域を活性化

(中区袋町地区)

中区袋町地区では、「地域に貢献したい」と相談があった企業に高齢者サロンの講師を無償で引き受けてもらったり、地域の清掃活動や献血のお願い、祭りのチラシ作成支援等を手伝ってもらっています。

袋町地区と協力して活動を行った企業は、「ひろしま型地域貢献企業」に認定されています。



ひろしま型地域貢献企業認定制度

- 本市では、企業等の地域貢献活動を促進するため、地域貢献活動に積極的な企業等を認定する「ひろしま型地域貢献企業認定制度」を行っています。認定された企業等には認定マークの付与など様々なメリットがあります。

詳しい内容は
こちら▶



2 ひろしまLMOの持続的かつ適正な運営

発展

取組事例

小学校の加入で、こどもたちが地域活動の担い手に

(中区吉島東学区)

吉島東学区孫子老のまちづくり協議会では、吉島東小学校がLMOに加入したことをきっかけに、小学校との連携がより強化されています。

小学校の総合学習では、地域の理解を深める学習をしており、こどもたちは地域にお好み焼き屋が多いことに注目し、お好み焼き屋の魅力をPRする動画を作成し、LMOが主催するお祭りで上映するとともに、自分たちで仕入れたお好み焼きの販売まで行いました。こどもたちが地域活動に参画することで、その保護者も参加するなど、若い世代の参加につながっています。



法人化の検討をする

ひろしまLMOの活動が活発になり、経済活動などを行うことになれば、様々な契約関係が発生したり、寄附金などを受け入れる機会が増えてきます。法人格がなければ、活動がうまくいかなかった場合や事故が起こった場合などには、代表者の個人責任が問われる可能性があり、代表者が大きなリスクを負うこととなります。

LMOの活動を発展させていくために、法人化(一般社団法人化など)を検討してみましょう。

一般社団法人の特徴

- ①社員2名で 設立できる非営利組織
- ②都道府県や市町村による認可や認証がなく、登記のみで設立できる。
- ③事業内容に関する制限がない(収益事業、共益事業、公益事業いずれも可)。

メリット1 LMO名義で契約などができるようになります

不動産や車両などの資産の保有、各種の契約を団体名義でできるようになります。

メリット2 代表者個人にかかる責任が軽減されます

法人格のない任意団体として活動をしていく場合、様々な活動に伴う責任は代表者個人が負う可能性があります。万が一、事業で損害が発生した場合も、代表者個人の責任となってしまう場合がありますが、法人化することにより、責任の所在が法人になることから、代表者個人への負担を軽減することができます。



次の世代に安心して引き継いでいけるように、法人化の検討を進めておくことが重要じゃな



法人格を持たないと契約や責任も代表者の個人が負う可能性があるのね



詳しくはこちら▶

2 ひろしまLMOの持続的かつ適正な運営

(3) 適正な運営を確保するために

LMOには、民主的で透明性の高い適正な運営が求められます。以下のポイント

に留意しながら、LMOの適正な運営を確保していきましょう。

① 民主的な運営

民主的な運営とは、構成員全員が団体運営に係る意思決定に参加していることをいいます。以下のチェックポイントを参考にしながら民主的な運営を行いましょう。

【民主的な運営のチェックポイント】

☐	代表者及び役員が構成員の意思に基づいて選出されているか。
☐	運営に関することを決める際には、みんなが意見を出し合い、議論をした上で、合意形成をしているか。

② 透明性の高い運営

透明性の高い運営とは、活動状況や財務状況などが対外的に公開されていることをいいます。以下のチェックポイントを参考にしながら透明性の高い運営を行いましょう。

【透明性の高い運営のチェックポイント】

☐	決算に係る監査を行い、経費の使途の透明性を確保しているか。
☐	活動の計画・実績や予算・決算に係る資料をホームページなどで公開しているか。

取組事例

ネットワーク部会の設置で自由な意見交換 (東区早稲田学区)

早稲田学区社会福祉協議会（ひろしま LMO）では、子育て支援、高齢者支援、美化・環境、防犯・安全などの7つのテーマ別に、団体内でネットワーク部会を設けています。このネットワークは、全ての構成団体から選出された委員で構成されており、委員は老若男女問わず幅広い年齢構成となっています。このネットワークでは、課題解決の検討をすることに特化した組織であり、課題解決に向けてそれぞれの委員が自由な発想で協議を行っています。ネットワークで出た課題解決策は、団体のみんなで一緒に取り組んでいます。

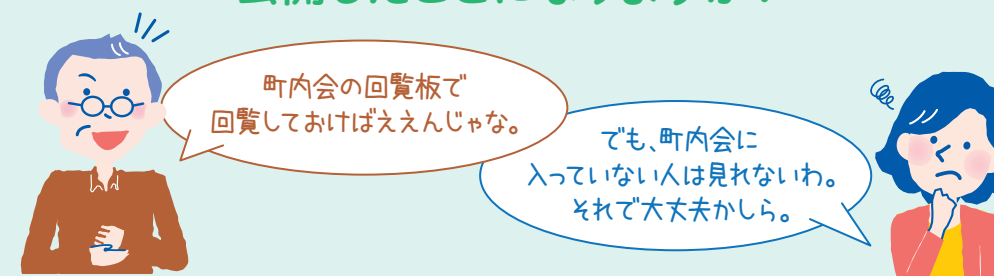
ポイント

- ・課題解決の検討に特化した組織を作ること、自由に意見を出し合える環境ができます。
- ・役員以外の方が自由に意見を出し合える場を創ることで、新しい視点での課題解決策が出てきます。



Q & A

Q：町内会の回覧板で周知すれば公開したことになりますか？



A：LMO が持続的かつ適正に運営されるためには、地域の方に活動内容を知ってもらい、関心を持ち続けてもらうことが重要であり、その活動内容は誰にでも公開されている必要があります。このため、町内会員しか見れない回覧板での周知では公開されているとは言えません。ホームページやSNSを活用して公開するなど、地域の誰もが簡単に情報にアクセスできるようにしておく必要があります。

ホームページ等に
公開すべき情報

・事業計画及び事業実施状況
・予算書及び決算書

2 ひろしまLMOの持続的かつ適正な運営



③ 適切な会計処理の実施

LMOには毎年度、運営助成金などの助成金が交付されます。この助成金の原資は、公金(税金)であるため、用途を公開し、市民から理解を得ることが重要です。以下のポイントに留意しながら適正な会計処理を実施しましょう。

■ お金を管理するポイント

通帳と印鑑は別々の人が管理するなど、お金を取り扱う際には必ず複数の人が関わる仕組みを作りましょう。

■ お金を記録するポイント

日々の現金出納は現金出納帳を使用し、出納を全て記録しましょう。お金の出入りを正確に記録するために、支出した時には必ず領収書をもらい、領収書の日付や金額を適切に記録しましょう。

■ 定期的にチェックするポイント

年度末には現金出納帳を基に、決算書を作成し、監事の監査を受けた上で、総会の承認を得ましょう。また、定期的に事務局でチェックを行うなど、より透明性の高い適切な会計処理を実施する仕組みを検討しましょう。

■ 透明性の確保のポイント

総会において決算が承認された後に、LMOのホームページなどを活用して、予算書や決算書を公表し、地域住民にLMOの会計の収支状況を周知しましょう。

会計確認の実施

- LMOでの会計処理が適切に行われているかを確認するため、市・区社会福祉協議会と区役所の職員がLMOの活動拠点に出向き、LMOの役員等立会いの下、定期的に会計確認を行います。



④ 適切な運営を確保するための仕組みと本市の役割

指定地域共同活動団体であるLMOの適正な運営を確保するための仕組みと本市の役割は、地方自治法で以下のとおり定められています。

(1)市町村長による特定地域共同活動の状況及び支援の状況の公表【法第260条の49第4項】

LMOの活動の状況やLMOへの支援の状況をホームページ等で公表します。

(2)市町村長による報告徴収【法第260条の49第10項】

LMOが行う活動の適正な実施を確保するため、活動状況等の報告を徴収することができます。

報告徴収の一環として、毎年度7月31日までに、事業計画書及び収支予算書、前年度の活動実績報告書及び決算書を市に提出することが条例施行規則第4条で定められています。

(3)市町村長による措置命令【法第260条の49第11項】

LMOの適正な運営を確保するために、LMOに対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

(4)市町村長による指定の取消し【法第260条の49第12項】

(3)の措置命令に違反した場合などLMOとしての適格性を欠くと認められる場合に、指定地域共同活動団体の指定を取り消すことができます。

Q & A

Q：どんなときにLMOの指定が取り消されますか？

A：地方自治法に基づき、次の①～③に該当する場合には、指定の取消しを行うことになります。

① 指定要件を欠くに至ったと認める場合であって、措置命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであるとき

例えば、当該団体の活動の実態が全くない場合や著しく不適正な運営が行われている場合等が想定されます。

② 措置命令に違反したとき

例えば、必要な報告を行うよう措置命令を行ったにもかかわらず、必要な報告を行わない場合等が想定されます。

③ 不正な手段により指定を受けたとき

例えば、団体の代表者又は構成員が、指定要件を欠いているにもかかわらず、指定要件を備えているかのように内容を偽って申請を行うなど、不正な手段により指定を受けた場合等が想定されます。